

瀬戸市消防本部告示第1号

消防本部

消防署

瀬戸市消防署組織規程（昭和61年瀬戸市消防本部告示第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月31日

瀬戸市消防長 近藤 栄二

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(消防署)</p> <p>第4条 消防署は、その施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減するため、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(10)まで <省略></p> <p><u>(11) 救急業務の統括に関すること。</u></p> <p><u>(12) <省略></u></p> <p><u>(13) <省略></u></p> <p><u>(14) <省略></u></p> <p><u>(15) <省略></u></p> <p><u>(16) <省略></u></p> <p><u>(17) <省略></u></p> <p><u>(18) <省略></u></p> <p><u>(19) <省略></u></p> <p><u>(20) <省略></u></p> <p><u>(21) <省略></u></p> <p>(グループの設置)</p> <p>第5条 前条に掲げる事務を効率的に執行するため、消防署に次のグループを置く。</p> <p><u>(1) 管理・通信グループ</u></p>	<p>(消防署)</p> <p>第4条 消防署は、その施設及び人員を活用して、市民の生命、身体及び財産を火災から保護するとともに、水火災又は地震等の災害を防除し、及びこれらの災害に因る被害を軽減するため、おおむね次の事務を分掌する。</p> <p>(1)から(10)まで <省略></p> <p><u>(11) <省略></u></p> <p><u>(12) <省略></u></p> <p><u>(13) <省略></u></p> <p><u>(14) <省略></u></p> <p><u>(15) <省略></u></p> <p><u>(16) <省略></u></p> <p><u>(17) <省略></u></p> <p><u>(18) <省略></u></p> <p><u>(19) <省略></u></p> <p><u>(20) <省略></u></p> <p>(グループの設置)</p> <p>第5条 前条に掲げる事務を効率的に執行するため、消防署に次のグループを置く。</p>

(2) <省略>

(3) <省略>

(4) <省略>

(5) <省略>

(6) <省略>

(7) <省略>

(1) <省略>

(2) <省略>

(3) <省略>

(4) <省略>

(5) <省略>

(6) <省略>

附 則

この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。